

プロジェクト リース

項目 第98回リース会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第98回リース会計専門委員会（2021年3月17日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

改正リース会計基準の改正案のイメージについて**(目的、範囲及び用語の定義について聞かれた意見)**

2. 現行の日本基準を尊重しながら、IFRS第16号の重要な規定に限り、表現を簡潔にしながら採り入れるという方針は、簡素で利便性の高い基準を目指すという開発目標を達成する方向にあるように思う（複数の専門委員）。
3. IFRS第16号と同じ定義や規定とするのであれば、改正案において、IFRS第16号から表現を変えない方がわかりやすい。
4. 日本基準を用いる企業を対象とする基準であるため、意味を変更する明らかな意図がない限り、現行の日本基準から表現を見直さない方がよい。
5. 設例や表示・開示に関して、今後どのように改正案に組み込んでいくのか確認したい。
6. 結論の背景について、例えば収益認識会計基準のようにIFRSの適用指針の内容を多く盛り込んでいくのか、もしくは、規定の趣旨や経緯を詳細に記載していくのか。また、設例については、どのように取り入れていくのか。
7. ファイナンス・リースの定義など、貸手に限った規定については、そのことを明らかにする表現としたほうがよい。
8. 改正案において、リースの範囲自体が変わっているにもかかわらず、オペレーティング・リースの定義を、現行のとおり「ファイナンス・リース以外のリース」として問題はないか。
9. 貸手におけるソフトウェアのリースを、どの会計基準の範囲に含めるのか、結論の背景等で明確にされたい。
10. 「リース」の定義で、現行の「取引」を、改正案では「契約」に変更し、さらにそ

の契約に、口頭によるものや取引慣行等も含まれるという規定にしているが、口頭によるものや取引慣行等まで含めて、実務上問題ないか。

11. 「リース開始日」の定義で、現行の「使用収益する権利」を、改正案では「使用する権利」に変更しているが、規定の意味が変わっていないか検討してほしい。

(リースの識別について聞かれた意見)

12. リースの識別について、適用指針の改正案にある「特定の資産」や「使用を指図する権利」に係る規定を、「使用を指図する権利」の要件については、使用期間全体にわたるものであることを加えた上で、会計基準に規定し、具体例を適用指針で規定する方が、読みやすいように思う。
13. リースの識別について、適用指針の改正案では、IFRS 第 16 号にあるような使用期間全体にわたる権利という記載が明記されていないが、IFRS 第 16 号と異なる解釈がなされる懸念があり、IFRS 第 16 号と変更する意図がないのであれば確認してほしい。
14. 適用指針の改正案にある「使用を指図する権利」について、IFRS 第 16 号にあるような供給者に稼働指示を変更する権利がない旨を明記しないと、当該権利の範囲を拡大して解釈される懸念がある。

(リース期間について聞かれた意見)

15. 適用指針の改正案にある、リースの解約不能期間とオプションの行使可能性との関係性についての記載や、オプションの行使可能性が過去実績に偏る懸念についての記載は、これまで企業から聞かれた意見や、それを踏まえた審議を反映したものであり、規定の理解に資するものである。
16. 「合理的に確実」を「ほぼ確実」に言い換えても、閾値については不明瞭な点が残り、理解のための事例や設例を設けてほしい。
17. 「合理的に確実」を「ほぼ確実」にすると、IFRS を用いている企業、監査人は、一段高い確実性が要求されるものとの印象を持つのではないか。
18. リース期間について、例えば内装設備の償却期間との関係や、(リース期間の) 単なる期待値とほぼ確実と考えられる期間との間に乖離があったときの考え方について、なんらかのガイダンスを示してほしい。

(借手のリースの会計処理について聞かれた意見)

19. 所有権移転ファイナンス・リースと、所有権移転外ファイナンス・リースの分類に

係る規定が削除されているが、当該分類は関連諸制度に織り込まれているものであり、残しておいた方がよいと考える。

20. 原資産の所有権が借手に移転すると認められるリース以外の場合に、使用権資産の耐用年数を、IFRS 第 16 号に合わせて、使用権資産の耐用年数の終了時又はリース期間のいずれか短い期間としているが、現行の実務に照らして、このような規定を採り入れるべきか疑問である。
21. 原資産の所有権が借手に移転すると認められるリースに、割安購入選択権が与えられている場合を規定しているが、IFRS 第 16 号では割安購入選択権が与えられていない場合に限定していないので、IFRS 第 16 号に合わせた規定について検討してほしい。
22. 借手の用途等に合わせて特別の仕様により制作又は建設されたものについて、IFRS 第 16 号と不整合があることが問題にならないか懸念がある。

以上